

民間企業等からの採用に関連する制度の概要（早見表）

	任期付職員（任期付職員法）		交流採用 （官民人事交流法）	選考採用	経験者採用試験	非常勤職員	
	特定任期付	一般任期付				期間業務職員	パートタイム職員
任期	あり （最長5年）		あり （最長5年）	なし	なし	一会計年度内で 任命権者が決定	任命権者が決定
採用 手続	各府省で公募・選考		民間企業と各府省 が協議して交流計 画を作成	各府省で公募・選 考	①府省合同試験 ②府省ごとに実施 する試験 のいずれかにより 係長級相当以上に 採用	各府省で公募・採用	
給与 <small>※詳細は「給与 体系の概略」 参照</small>	専門的な知識経験 の度、従事する業 務の困難度等に応 じて弾力的に決定 （俸給月額は最高 で事務次官級まで 可能）	職務に応じ、経歴、 能力等を考慮して 決定	職務に応じ、経歴、 能力等を考慮して 決定 ※国が支給（交流元企 業からの補填は不可）	職務に応じ、経歴、 能力等を考慮して 決定	職務に応じ、経歴、 能力等を考慮して 決定	常勤職員との権衡を考慮し、予算の 範囲内で決定 ※委員・顧問・参与等は日額制 ※国の業務に従事する場合には給与を支給する 必要	
対象と なる人 材の例	高度の専門的知識 経験等を有する者 （弁護士、公認会 計士、高度デジタル 人材等）	専門的知識経験を 有する者	実務経験を有する 民間企業の従業員	各府省のニーズに 応じて必要となる 者	民間企業等におい て2年以上の実務 経験等を有する者	各府省のニーズに応じて臨時的に必要と なる者 ※事務補助業務に従事する者のほか、専門的業 務等に従事する者も存在	